

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月三十日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（規則七―四）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

（条例第二条の三第三号及び第二条の四の人事委員会規則で定める特別の事情）

**第一条の二の二** 条例第二条の三第三号及び第二条の四の人事委員会規則で定める特別の事情は、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

第一条の三の見出し中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同条中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同条第二号中「六週間」を「八週間」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前条に規定する事情に該当した場合

第一条の四（見出しを含む。）中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改める。

第二条第一項中「第三条第八号」を「第三条第七号」に、「条例第二条の三第三号に掲げる場合にあつては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の一歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）（ ）以前の日であるとき。

三 条例第二条の四の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳六か月到達日以前の日であるとき。

第二条第二項中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第三条第八号」を「第三条第七号」に改め、同条第三項を削る。

第四条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

**第四条** 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、二週間）前までに行うものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるもの

に限る。)

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業

三 条例第二条の四の規定に該当してしている育児休業

2 第二条第二項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第五条第一項中「(様式第三号)」を「(様式第二号)」に改める。

第六条第一号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)」を「育児休業法」に改める。

第八条第一項中「(様式第四号)」を「(様式第三号)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 条例第十一条第六号に規定する育児短時間勤務計画書(様式第四号)は、第一項の育児短時間勤務承認請求書と同時に提出しなければならない。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

育 児 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者) _____ 殿		請求年月日 年 月 日
次のとおり育児休業の承認 育児休業の期間の延長を請求します。		請求者 所属 _____ 職 _____ 氏名 _____
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		
7 所属長の意見		

(裏面)

注

- 1 この請求書（条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（5において同じ）。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第二号を削り、様式第三号を様式第二号とする。

様式第四号の注4中「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に改め、同様式を様式第三号とし、同様式の次に次の同様式を加える。

様式第4号（第8条関係）

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

(任命権者) _____ 殿		提出年月日 年 月 日
		請求者 所 属 _____ 職 _____ 氏 名 _____
<p>職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。</p>		
1 請求に係る子		
子 の 氏 名		生年月日 年 月 日生
2 請求者の計画		
請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
3 備 考		

注

- 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。